

朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託プロポーザル審査要項

1 趣旨

本要項は、朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託に係るプロポーザル実施要領で定める事項のうち、委託契約の優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目の必要となる事項を定めるものとする。

2 審査委員及び審査

審査は、別紙の「プロポーザル審査委員名簿」に掲げる5人の採点により行う。

3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類及び参考見積により評価及び採点をする。
- (2) 審査委員は、別紙1「朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務に係るプロポーザル評価採点票」の各項目に基づき評価及び採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については、0点とする。
- (3) 参考見積書の評価（以下「価格点」という。）の方法については、次の計算式で算出する。

価格点 = (最低提案価格 / 当該提案価格) × 10 ※小数点第1位を四捨五入する。

4 順位

- (1) 「朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務に係るプロポーザル評価採点表」による評価点の総計が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が300点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。
- (2) 「朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託プロポーザル実施要領」に定める「3 委託料上限額」を超える場合は、選定の対象としない。

5 審査の結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果について参加者に通知する。